

会 員 規 程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人子どもの発達科学研究所（以下「当法人」という）定款第3章に基づき、会員の資格及び地位を明確にするとともに以下の目的のために必要な事項を定めるものとする。

（1）当法人の設立理念や目的及び事業に賛同する者を会員とし、理念の普及と事業への協力者を広く募る。

（2）会員への発達障害に関する情報提供を通して、発達障害児者支援の充実を図る。

第2章 会員・会費

(会員制度)

第2条 当法人は、当法人の事業に賛同し、これを支援し参画する個人または団体を会員として登録する。

(会員・会費の種別)

第3条 当法人の会員・会費の種別は、別表に定めた通りとする。

2 前項の会員のうち、正会員をもって定款第5条に定める社員とする。

(入会手続)

第4条 会員になろうとする法人、団体、個人は、所定の入会申込書に必要事項を記入のうえで、入会金、会費とともに提出しなければならない。

2 正会員の入会は理事会の判断によって行う。

(入会の不承認)

第5条 入会の申込みをした者が以下の何れかの項目に該当する場合、その者の入会を承認しないことがある。

- (1) 過去に、本規約違反等で除名処分を受けたことがある場合
- (2) 入会申込の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、又は記入漏れがある場合
- (3) 会員としてふさわしくないと理事会が判断した場合

(理事会への報告)

第6条 代表理事は、理事会に会員の入会状況を報告しなければならない。

(会費の納入)

第7条 会員は、入会時に別表に定めた入会金および会費を納入するものとする。

(年会費の使途)

第8条 入会金及び会費は、当法人の目的を達成するための必要な経費等に使用するものとする。正会員の入会金と年会費は半額を公益目的事業に使用し半額を法人運営の経費に使用するものとする。賛助会員の入会金と会費は全額を法人運営の経費に使

用するものとする。

(退会)

第9条 会員の退会は定款第8条の定めによるものとする。

2 既納の入会金、会費の返却は行わない。

(除名)

第10条 定款第9条の定めにより、会員が当法人の信用、名誉を傷つけたときは、正会員は総会の、賛助会員等は理事会の決議を経てその会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し事前に弁明の機会を与えなければならない。

2 除名になった会員の入会金および年会費は、有効期間中であっても返還は行わない。

(資格の喪失)

第11条 会員資格の喪失は、定款第10条の定めによるものとする。

(改定)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成26年1月1日から施行する。(平成25年11月28日理事会決議)

なお、この規程施行前の会員については、平成26年3月31日までの間、「会則（平成22年4月1日施行）」によるものとする。

- ・平成26年1月1日 施行
- ・平成27年3月20日 改定
- ・平成29年1月16日 改定
- ・平成31年3月19日 改定
- ・令和7年1月30日 改定

別表 会員種別・会費他

種別	対象	入会金	年会費	社員	特典
正会員(法人)	当法人の目的に賛同し入社する法人・団体	50,000 円	100,000 円	○	
正会員(個人)	当法人の目的に賛同し入社する個人	10,000 円	30,000 円	○	
法人 特別 賛助会員	当法人の目的に賛同し、当法人が入会を承諾する法人・団体	25,000 円	300,000 円 月会費： 25,000 円	—	・会員専用の動画スペースへの無料アクセス権利※10ID 付与(会員期間) ・会員専用の記事スペースへの無料アクセス権利※10ID 付与(会員期間) ・当法人主催のセミナー、講座、講座、シンポジウムへの参加時優遇、または無料招待※10ID 付与(会員期間) ・研究所の年間活動レポートの提供(年払いの場合のみ) ・当法人オリジナルのノベルティをプレゼント(年払いの場合のみ) ・HP 上において、特別賛助会員スペースでの社名掲載及びリンクの権利(会員期間)
法人 賛助会員	当法人の目的に賛同し、当法人が入会を承諾する法人・団体	10,000 円	120,000 円 月会費： 10,000 円	—	・会員専用の動画スペースへの無料アクセス権利※5ID 付与(会員期間) ・会員専用の記事スペースへの無料アクセス権利※5ID 付与(会員期間) ・当法人主催のセミナー、講座、講座、シンポジウムへの参加時優遇、または無料招待※5ID 付与(会員期間) ・研究所の年間活動レポートの提供(年払いの場合のみ) ・当法人オリジナルのノベルティをプレゼント(年払いの場合のみ)

個人特別 賛助会員	当法人の目的に 賛同し、当法人 が入会を承諾す る個人	1,000 円	12,000 円 月会費： 1,000 円	—	・会員専用の動画スペースへの無料アクセス権利※1ID(会員期間) ・会員専用の記事スペースへの無料アクセス権利※1ID(会員期間) ・当法人主催のセミナー、講座、講座、シンポジウムへの参加時優遇、または無料招待※1ID(会員期間) ・研究所の年間活動レポートの提供(年払いの場合のみ) ・当法人オリジナルのノベルティをプレゼント(年払いの場合のみ) ・HP 上において、特別賛助会員スペースでのお名前(個人名)掲載の権利(年払いの場合のみ)
個人 賛助会員	当法人の目的に 賛同し、当法人 が入会を承諾す る個人	300 円	3,000 円 月会費： 250 円	—	・会員専用の動画スペースへの無料アクセス権利※1ID(会員期間) ・会員専用の記事スペースへの無料アクセス権利※1ID(会員期間) ・当法人主催のセミナー、講座、講座、シンポジウムへの参加時優遇※1ID(会員期間)
公益目的別 賛助会員	公益事業の各目 的に賛同する会 員で、別途要綱 で定める	—	—	—	